

## 中小企業金融円滑化法終了後の当金庫対応方針について ～中小企業金融円滑化に関する取組みの継続について～

平成 25 年 3 月末日をもって、地域企業の資金繰り悪化などの対応策として平成 21 年 12 月に施行された「中小企業金融円滑化法」が、最終期限を迎えました。

当金庫としては、地域経済を支える中小企業の改善、再生なくして地域社会の発展はないものと考え、同法が施行される以前から、地域における金融円滑化への対応には自主的かつ積極的に取組んでまいりました。

同法は平成 25 年 3 月末日に終了いたしました。その精神は恒久的なものであり、当金庫の対応方針は、同法の期限到来後においても何ら変わるものではありません。

当金庫は、お客様からの返済条件変更のお申込みや資金に関するご相談があった場合には、これまでと同様にお客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

今後とも更なるコンサルティング機能の発揮と経営改善に繋がるご支援を継続し、地域社会の繁栄に貢献していく方針でありますので、これまで同様全店舗に設置してあります「金融円滑化ご相談窓口」へお気軽にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以 上

興 能 信 用 金 庫  
理事長 數 馬 嘉 雄